

令和2年5月1日

保護者各位

田園調布学園大学 みらいこども園
園長 勝浦 芳子

新型コロナウイルス感染拡大防止策に伴う休園期間延長について

保護者の皆様には、平素より、本園の教育・保育にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国からの緊急事態宣言が発出されていますが、依然として感染の勢いが止まらない状況です。本園でも日常の教育・保育や行事が行えないことを心苦しく思っております。国の緊急事態宣言は5月6日までとされていますが、現状を鑑みると一斉の解除も難しいと推測されます。園生活において密接、密集を避けることは不可能に近いことから、本園において下記の通りの対応を行いますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

先の見通せない事態のため、ご心配またご不便をおかけしますが、園児保護者の皆様の健康を考え、罹患防止のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 引き続き感染拡大の防止に努め、子ども達の命と健康を守る観点から、1号認定子どもの方は **5月7日(木)から5月31日(日)まで**休園といたします。
育児休業中の方も前回と同様、休園のご協力をお願いいたします。
2号3号認定子どもの方は、**現在実施している登園自粛要請を暫定的に5月10日まで延長する**と川崎市から連絡がありました。10日以降については現時点では園の判断での要請です。
- 就労の為サポート保育を申請されている方は保育を行います。ご都合がつく方はできる限りお休みのご協力をお願いします。

<就労のためサポート保育を利用される方について>

- 9:00～14:00のサポート保育を行います。B料金はかかりません。
- 9:00～14:00以外の時間は、通常通り料金がかかります。
- 給食費を一日あたり325円徴収いたします。
- サポート保育申請書に利用日と時間を記入の上、現金(325円×利用日数)を添えて提出してください。その際お釣りの無いようにしてください。
- 申し込み締め切りは5月11日(月)です。
- 食材の準備がありますので、後日キャンセルされても払い戻しはいたしませんのでご了承願います。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休園・登園自粛に伴う保育料の取り扱いの件>

○1号認定子どもの方

休園期間が5月末まで延長したことに伴い、5月保育料等については、実費徴収である給食費（主食代・副食代）を徴収しません。この点は、4月保育料等と同様です。

○2号3号認定子どもの方

- ・5月以降もできる限りご家庭での保育を優先してください。
- ・3号認定子どもの方につきましては、4月9日及び4月22日付の川崎市からの通知に基づき、4月8日から登園を自粛いただいた日数に応じて、4月分の保育料等を返金します。
- ・4月中の登園実績を集計したうえでの手続きとなりますので、事務処理に時間をいただきます。具体的な返金方法や時期につきましては、追ってお知らせいたします。
- ・5月の保育料等については、5月10日以降の状況が不透明なことから、4月と同様、一旦月額保育料等を全額徴収させていただきます。
- ・5月中に登園の予定がない、延長保育の利用をしない、などの事情があるときは、個別にご相談ください。

※感染防止のため、幼児クラスのお子さんはマスク着用での登園をお願いします。

※登園自粛、またはそれ以外での欠席の場合でも、必ずかんたんメールを入れてください。長期の場合は期間で入力することができます。給食の食材発注の観点からも忘れずにお願いします。

※写真のたなかやさんのご厚意で、2019年度年間行事の写真販売期間を5月31日まで延長します。パスワードは変わりません。

上記以外の行事、予定に関しましても、今後変更がある可能性があります。子ども達の命と健康を守るために、ご理解とご協力をお願いします。ご不明な点は、お問い合わせください。

一日も早く、子ども達と一緒に笑顔で過ごせる平穏な日々が戻ってくることを、職員一同切に願っております。